

平成28年度第3回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年7月11日(月)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成28年7月11日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	5番 上野 峰廣	6番 濱村 隆喜
7番 城戸 政治	8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉
10番 濱口 剛	11番 土山 秋吉	12番 徳山 正博
13番 馬場 廣幸	14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二
16番 松野 智子		

5. 欠席委員は次のとおりである。

な し

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 係長 山本 晃

7. 提 出 議 題

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第10号 下限面積(別段の面積)の設定について

議案第11号 農地の賃借料情報の公表について

議案第12号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

その他

全員おそろいですので、ちょっと時間早いですけれども始めたいと思います。参議院選挙もようやく終わりました、特別私たちに関係するかなという問題ではないわけと思いますが、参議院選挙よりも東京都知事選のほうがおもしろかった。

何日の新聞だったかな、新聞を見ていましたら、今ちょうどこの時期ですから、今日は新聞に載っておりました梅雨と梅干しの話をしてみたいと思います。

この時期の梅雨とは、梅の実の熟す季節に降る雨という大善改という大昔の辞書に書いてあります。この季節を待ちわびるように奥さんたちは梅酒や梅干しをつくって腕を振る舞っていたそうです。今も梅干し、梅酒は各方面で盛んですが、梅干しの効用の第一は抗菌ですが、クエン酸の働きで代謝作用を活発にして疲労物質を排出する。それから、ピルビン酸によって肝臓機能を高める。それから、カテキン酸が腸の働きを正常にして下痢、腹痛をとめるなどの働きが認められているそうです。薬膳には、酸味をとるのは朝、食べるというルールがあるそうですが、肝臓や胃の働きをよくして原菌を生み出すのが酸味の仕事だそうです。それで、旅館とかホテルで梅干しが出るのはそのためだそうです。夏風邪を引いたら梅干しにお湯を入れてどうぞ召し上がってくださいということを書いてありました。

今年は申年の梅になるわけですが、申年の梅は12年に1遍来るわけですが、非常に縁起がいいと書いてありました。病が去る、難を去るといいうわげがあるそうです。

あんまりおもしろくない話ではございましたけれども、新聞にいいことを書いてありましたので紹介をしてみました。申しわけありません。

それでは、第3回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。どうぞよろしくをお願いします。

本日の提出議案は、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第9号「農用地利用集積計画(案)の決定について」、議案第10号「下限面積(別段の面積)の設定について」、議案第11号「農地の賃借料情報の公表について」、議案第12号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。

本日の議事録署名人は、9番、長谷川委員、10番、濱口委員です。よろしくをお願いします。

それでは、早速議事に入ります。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。

受付番号10番から13番、事務局より一括して説明をしてください。

それでは、報告第4号でございます。「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」ということです。

受付番号の10番、使用貸人、建浜区の方でございます。使用借人が建浜区の方でございます。所在が高浜の宮ノ脇、地番のほうが21番となっております。地目のほうですけれども、台帳、現況とも畑、地積につきましては821㎡でございます。申請理由といたしましては合意解約というふうになっております。経営規模の縮小ということで6月4日に解約のほうで成立をしております。

続きまして受付番号11番、使用貸人が上沖洲の方でございます。使用借人のほうが清源寺区の方でございます。所在につきましては3筆とも上沖洲名石浦、地番のほうが907番、908番、924番と三つになっております。三つとも地目のほうは、台帳、現況とも田ということになっています。地積については、上のほうからになりますが、1,246㎡、1,025㎡、656㎡というふうになっています。こ

の合意解約の内容につきましては、契約内容の変更というところで期間借地を賃借権設定ということになっております。成立日が6月23日となっております。

続きまして受付番号12番、使用貸人が清源寺区の方、使用借人のほうが清源寺区の方でございます。所在は、清源寺の波華家1166番地、地目のほうですが台帳、現況とも田でございます。地積につきましては541㎡、契約の内容変更ということで先ほどと一緒の内容になります。期間借地を賃借権設定ということで6月23日に合意解約のほうで成立をしています。

続きまして受付番号の13番、賃貸人が赤崎区の方、賃借人が赤崎区の方でございます。所在につきましては折崎の東畑389番、地目でございますけれども、台帳、現況とも田ということになっております。地積につきましては1,055㎡になっておりまして、申請理由につきましては賃貸人の個人住宅建築のためということで6月23日に成立をしております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、10番から13番までの説明がありました。この件につきまして、何か御意見等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ承認いたします。承認してよろしいでしょうか。

異議ありません の声有

濱北会長

ありがとうございます。

次に進みます。3ページになります。報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第5号でございます。「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」でございます。

受付番号が3番の方でございます。届出人の住所・氏名ということで、荒尾市の方でございます。所在地につきましては3筆ございますが、長洲の大藤でございます。地番のほうが1番1、2番2、154番というところで3筆ございます。地目につきましては、台帳、現況、1の1が田、2の2が畑、154が田となっております。地積につきましては、上のほうから224㎡、137㎡、1,141㎡となっております。権利の取得日でございますけれども、平成27年6月18日となっております。所有権移転に伴う相続ということで、相続人がこちらに書いてあります荒尾市の方となっております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

受付番号3番について何か御意見等はございませんか。

池本委員

一つ質問。

濱北会長

どうぞ、1番。

池本委員

長洲の大藤1番の1、これは場所はどの辺ですかね。1番ですから長洲の端まで。

事務局

もう牛水との境です。

土山委員

イノアック九州の横のほうたい。

池本委員

じゃ、長洲の一番あの辺にあるわけだな。

牛水から入ったとこ。大字長洲は、いっちょしかなかけん。じゃ、牛水からこういった、前、小学校があった記念碑があるでしょうが。あのちょっと……。

土山委員

あのちょっと北側ですね。あの辺が大体長洲と境になっとるです。

池本委員

じゃ、あっち側へ来て、こっちの大明神のほうが一番けつになるとかな。二千何百？

長谷川委員

三千何百あるですよ。金鯉のちょっと上のほうに3000番。

濱北会長

ほんなら大明神のほうが一番最後たい。

事務局

3000番はこっちの港の方だと思います。新しくちょっとこう……。

長谷川委員

最後にできたところじゃろう。

事務局
池本委員

最後にできた。土地の方が、3000番
腹赤は俺げん下んあそこのバス停のあの角が1番じゃろう。清源寺はどこかわからん。で、またもう1件あるんですけど、前に戻りますけれども、高浜宮ノ脇の21番、これも若番ですが、これはどの辺ですか。前のページ。ここもそしけんが、その辺が21番じゃけん、1番に始まっとつとやんな。

濱北会長

宮ノ脇。これは、ですね。二宮さんがあるでしょう。あの長洲寄りだけんが、二宮さんの西側になるかな。

池本委員

あの三叉路から西さん来たところ。高浜はあの辺から始まっとるけん。あそこも荒尾と長洲の境目。

事務局
濱北会長

ああ、そうなります。

二宮さんが二つに割れとつと。あそこの真ん中が境だもん、荒尾市と長洲町の。それで二ノ宮さんが公役ばするときに半分ずつ公役ですよ。荒尾市高浜の半分と長洲町高浜の半分と公役ばするとですよ。もともとあそこは字高浜というて、長洲町高浜と高浜と二つあるとですね。それが一緒になつとるもん。

池本委員

清里はそれじゃ。あとは梅田から長洲ですか。梅田も大字たいな。じゃ、別にある。高浜だけたい。長洲はいっちょやけんな。

濱北会長

それで、これは親子の相続ですけども、この家は隣同士ですもんね。隣同士ですけども、一方は長洲町、一方は荒尾市の牛水になつとるとですよ。家はこのあたり。そして、親子関係ということになっているわけですね。

なければ次に進みます。4ページ、議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第7号でございます。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」でございます。

受付番号2番、賃貸人が新町区の方、同じく賃借人のほうが新町区の方でございます。所在地につきましては、長洲字井樋ノ内261番の2、長洲字一ノ割の2573番の21となっております。台帳、現況の地目でございますが両方とも田となっております。地積につきましては上のほうから1,344㎡と420㎡となっております。申請理由のほうですけども、賃貸人のほうが規模縮小、賃借人のほうが経営規模拡大となっております。経営面積につきましては1,025㎡と5,162㎡となっております。こちらの全部効率利用要件でございますけれども、現在、賃貸人が10年農業に従事しておられます。当該農地に水稻を栽培し全て耕作するということが問題はないというふうに思われています。農作業の常時従事要件につきましては、現在、本人と奥さんのお二人で農作業の経験はございます。農作業常時従事要件につきましては問題はないと思われまます。農機具の所有状況でございますが、建浜区の方 認定農業者でございますけれども、こちらのほうに田植え、稲刈り、もみすり等の作業は委託し、人的な作業は本人で行い経営するということが農作業に支障はないと思われております。通作距離でございますけれども、自宅から徒歩5分程度でございますが問題はないと思っております。下限面積の要件というところで、取得後の面積が5,162㎡となりますので、面積状況は適合をしております。周囲の営農状況、条件、周辺の地域との関係ということでございますが、今回、借入地についてはこれまで同様水稻を経営するということが問題はないと思われまます。また、農薬の使用方法等には地域の防除基準に従うということ支障はないと考えております。地域との調和要件、地域との役割分担の状況ということでございますけれども、地域の農家と協力して用水路等の管理、除草作業等には努めるということで、問題はないと考えております。

以上で受付番号2番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、受付番号2番の説明がありました。ここで地元担当委員で9番の長谷川委員に補足説明をお願いします。

長谷川委員

それでは、説明します。受付番号の2番につきまして、申請人が当委員でござ

いますので、私が代理として説明させていただいております。

まず、2573番の21のほうから説明します。資料の5ページの図面に指で指してありますけれども、ちょうどJR長洲駅の南口といいますが、裏駅のほうから長洲町の方向に道路が走っておりますけど、浦川橋からちょっと南のほうですね。ここにちょうど自分自身が営業されている食堂があるんですね。その前に420㎡ぐらいの現況は畑になっておりますけれども、水路がありませんんで埋め立てて地目は田になっております。それに今現在はカライモを1畝ぐらいつくってあるんですねけれども、草、ゴボウ等うわっとるけん、これまた切って作業されると思います。以上場所は、今言ったように長洲駅から南の役場方向に走ったところの右側で、自分の経営する食堂の真ん前になります。

そしてもう1筆、261の2番、これは目安となるようなところがございませんが、7ページの資料に指で指してありますけれども、行政区は梅田になるんですね。そして、目安になるところがございませんので、昔、ちょうど梅田水源地の真下、水道の梅田水源の真下ぐらいになると思います。その合い中に浦川が回っているんですね。そのすぐ隣に1,344㎡の田が今現在、耕作してあります。そこということで、さっきの説明がありましたように下限面積も50アール以上の作付がしてあるので問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

今、補足説明がありました。この件について何か質問等はありませんか。

2と3と一緒に説明したがよかじゃなかですかね。2はそういった……。3ばせんけなでけんけん、2ばさしたつじゃろうもん。そがんじゃろう。3ば買うために2ばしたつじゃなかつね。そがんじゃろう。

結局は、2は3条やる。

2は3条やろう。

ね、所有権移転じゃなかつたもん。

事務局から説明しますと、3条には賃借権、使用貸借、地上権設定で、そういう権利関係の設定を含めると所有権移転も含めるんですねけれども、そういった話になりますので、全て賃借権についても農地法3条。

3と2を一緒にしたらいったんわかりやすかろう。

そしたら、どうですか。3も続けてした方がいいですか。

そのためにしてあつとやっけん。

よろしくをお願いします。

はい。じゃ、受付番号3のほうの説明をいたします。

譲渡人が久留米市の方、譲受人が新町区の方でございます。所在につきましては、長洲字内牟田の368番の2でございます。台帳地目、現況とも畑となっております。地積につきましては192㎡でございます。申請理由につきましては、譲渡人のほうが離農、譲受人のほうが経営規模拡大ということになっております。経営面積のほうはごらんのとおり離農のほうはゼロ、拡大のほうは5,354となっております。全部効率利用要件につきましては、先ほど説明したように、譲受人のほうは10年農業に従事しておられ、当該農地に水稻を栽培し全て耕作するということであり、問題はないかと思われま。農作業の常時従事要件といたしましては、譲受人のほうは本人と奥さんの農業経験があるということで、要件については問題はないと思われま。農機具の所有状況につきましても、先ほど申しましたとおり建山区の方、認定農業者の方に田植え、稲刈り、もみすり等の作業委託をし、人的作業は本人で行い経営するということであり、農作業に支障はないかと思われま。通作距離にいたしましても先ほどと同じぐらいの時間でござい。自宅より徒歩で5分程度じゃないかと思われま。下限面積の要件ということで、取得後の面積は5,354㎡となるので、面積要件には適合しております。地域との調和要件についても、役割分担につきましても借入地についてはこれまで同様水稻を経営するということと問題はないかと思われま。また、農薬の使用方法等、地域の防除基準に従うということで支障は

濱北会長
池本委員

濱北会長
池本委員
事務局

池本委員
濱北会長
池本委員
濱北会長
事務局

濱北会長
長谷川委員

ないかと思われます。周囲の営農条件、周囲の地域との関係ということで、地域農家と協力して水路等の管理、除草作業等には努めるということでありますので問題はないかと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

それでは、また、受付番号3番について補足説明を長谷川委員にお願いします。

はい、説明します。じゃ、先ほどに続いて受付番号3号の譲渡について説明します。

場所は、長洲新山踏切の前の道路を建浜の方向に進んでいきますと、新山方向から下ってくればマルエイが左側にあるんですけども、そのスーパーのマルエイから50mぐらい建山寄りですね。そこに今現在、10mぐらいの幅でサトイモを作付してある状態であります。ということで、先ほどの受付番号2番の賃貸について、下限面積の5,000㎡以上の作付がございますので、作付に対しては何ら問題はないと思います。よろしくお願います。

濱北会長

ありがとうございました。

それでは、議案の第7号、受付番号2番、3番について何か質問、質疑等がございませんか。

濱北会長

ありませぬ の声有

なければ賛成の挙手をお願いいたします。

濱北会長

賛成者挙手

全員賛成で受付番号2番、3番について原案どおり決定をいたします。

次、10ページです。議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第8号でございます。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

受付番号7番です。使用借人が立野区の方、使用貸人が赤崎区の方でございます。所在地番については折崎字東畑389番の2でございます。地目につきましては、台帳、現況とも田になっております。地積でございますけれども398㎡とになっております。申請理由のほうは、個人住宅の建築というところになっています。施設面積のほうは116.78㎡とになっています。農地区分でございますけれども、第1種、第3種ともに該当せぬ、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地として判断をしております。

資力及び信用力でございますけれども、金融機関から融資証明が添付されておりまして、事業費を超過しているということで適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性といたしましては、事業計画書、融資証明書等が添付されており、平成28年9月10日より着工と計画をされております。遅滞なく事業に供されることが見込まれております。

計画面積の妥当性につきましては、申請地の隣接地388の1の一部を個人住宅地として利用をする計画をされております。駐車スペースのほうも計画されており、面積としては適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられませぬ。申請地は、先ほどちょっと出てきましたけれども、使用借人の親族の土地であります。周辺農地への影響はないということで支障はないかと思われます。その他特記事項につきましては、西側道路の側溝に雨水の排水を計画されており、上下水道を利用するということになっております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。

ここで地元の3番で、坂上委員に補足説明をお願いします。

坂上委員

坂上です。

1 ページ目の13番の土地になります。この遺産相続で赤崎区の方が相続しまして、立野区の方に家を建ててやるというふうになっています。上下水道は町の使用すると。雨水は道路に側溝がついていますので、そこに流すと聞いております。

あとは、12ページを見てもらえばわかると思いますけれども、横に約3m、長さ40mの土地があるんですね。この地主が今、東京に住んでいまして、これも買うようにということで、今、交渉をさせております。そすと、全部利用価値が高くなると思いますので。

変わった点はそのぐらいですね。私も土地の内容は知りませんが、審議、よろしくをお願いします。

終わります。

濱北会長

ありがとうございました。

ただいま、受付番号7番について補足説明がありました。この件について何か質問等ございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なしということですので、これで賛成の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成。原案どおり決定をいたします。ありがとうございました。

次に、私が、退席いたします。濱口委員に説明をお願いします。

濱北会長退席

濱口委員

ただいま御紹介にあずかりました。議事進行は何分不慣れでございますけれども、円滑な議事進行のため御協力のほど、よろしくお願ひいたします。それでは、座って進めさせていただきます。

それでは、受付番号8について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、受付番号8番でございます。

譲受人のほうが大牟田市の法人、譲渡人のほう在建浜区の方で4名でございます。4名の方になっております。所在につきましては、高浜字岩原、地番が上のほうから896番の1、897番の1、898番、900番、4筆になっております。地目のほうは、台帳、現況とも全部田となっております。地積のほうでございますが、上のほうから2,114㎡、1215㎡、1,166㎡、1,258㎡となっております。

申請理由といたしましては、建売住宅建築17戸、施設面積のほうは1,089.25㎡となっております。農地区分でございますけれども、こちらのほうは鉄道の駅軌道の停車場から周囲おおむね500m以内の区域ということで第2種農地と判断をしております。

資力及び信用力でございますけれども、金融機関の貸付証明が添付されております。事業資金を超過しているため、適当であると考えております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性というところでございますが、事業計画書、融資証明書が添付されており、平成28年9月、許可後から着工を計画されております。遅滞なく事業に供されることが見込まれているところでございます。

計画面積の妥当性につきましては、申請地に個人住宅17戸、宅地が3,834.12㎡でございます。1戸当たりの平均でございますが225.5㎡を計画されております。敷地内の道路が1,153.03㎡、町道整備用地としまして765.85㎡が計画されております。こちらのほう、一般個人住宅の面積以内ということで適当であると判断をしております。

転用行為の妨げになる権利を有する者はおられません。周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地の周囲には土どめブロックを設置し、土砂流出等がないように施工をするということで、また、周辺の農業への影響がないということで、問題はないかと考えております。

その他特記事項につきましては、雨水は道路側溝に、上下水道を利用すると

濱口委員 いうことで計画をされております。
 以上で説明を終わらせていただきます。
 ありがとうございます。
 土山委員 次に、地元委員の土山委員に補足説明をお願いいたします。
 11番の土山ですけれども、今の説明について、13ページをちょっとあけてもら
 っていていいですか。
 場所からいきますと、JR鹿児島本線、この左がすぐ長洲駅ですね。それを
 ずっと右のほうに行きますと、小さく書いていますけれども浜浦の踏切があり
 ます。そこからすぐ南側におりたところですね。これをずっと真っすぐ行けば、
 150から200m先に建浜の農業公園があります。現場は、その13ページを見たら
 大体わかるんですけども、14ページを開いてもらっていていいでしょうか。南の
 ほうは町が買収してあるわけですね。農道をですね。そして、両サイドに既に
 側溝ができています。そして、グレーチングをかぶせてあります。そして、コ
 ーナー部分はもう縁石をしてあるですね。この道路の南のほう、広くなった道
 路が5,600から5,700で立派な町道ですね。それで、上下水道のマンホールも完
 備してありますし、あとは舗装するだけになっています。それで、この畑は、
 先ほど田になっていますけれども、現在は草ぼうぼうで、1mぐらい盛り土を
 すればすぐ宅地になる状態ですね。
 以上です。住宅としてはいい条件の土地ではないかと思えます。よろしくお
 願いします。
 濱口委員 ありがとうございます。
 事務局の説明と地元委員の補足説明が終わりました。この件について何か御
 意見、御質問等のある方は、議席番号と氏名を発表後、お願いいたします。何
 か御意見、御質問等ございますか。
 濱村委員 6番です。
 済みません、14ページの地図ところで質問ですが、896の2、それと897の2、
 これは先ほどの説明では町で買収されて道路の景観をなしているということだ
 すが、その隣の898と900番につきましては、今回の計画はどのようになっ
 てるんですか。
 濱口委員 今の件について、事務局、説明をお願いいたします。
 事務局 898の……。
 濱村委員 900番と898の東側の道路沿いですね。
 事務局 900番については、1筆だけ分筆をされて1画だけ住宅が建つような計画にな
 っております。900番地のほうは公園をつくるようなことでなっております。将
 来、こちらの土地は浜浦の踏切のほうから道路が来ておりますけれども、警察
 の指導だったと思います、道路の形状をもうちょっと緩やかにしろというこ
 とで、たしか町の建設課に要望が来ているというところで、そちらの土地は今回、
 開発のほうには一部含まれておりません。
 898は、17の区画の中に含まれている分でございます。そのあたり、道路部分
 の配置がされております。
 これ、見せてよかつかな。見られると一番わかりやすいと思います。なかな
 かちょっと見にくいかもしれませんが。
 濱村委員 済みません、よろしいですか。
 事務局 897の2に接続して同じ幅で道路の計画があるわけですね。
 897の2で、はい、そうです。上のほうにですね。歩道ばつくるというところ
 で話があると思います。
 濱村委員 はい、わかりました。
 濱口委員 ほかにありませんか。
 ありません の声有
 濱口委員 なかったら賛成の方の挙手を求めます。

濱口委員	賛成者挙手 全員賛成ということでこの議案は決定いたします。 短い間でしたけれども、円滑な議事進行に御協力ありがとうございました。 ここで議長の席を退席いたします。
池本委員	濱北会長入室 事務局長、この一画は農業委員会にかけんちゃよかつじゃなかつと思うたい。 やっぱかけないかんと？
事務局	いや、かけなんですよ。その駅のほうでしょう。
池本委員	そこはもともと住宅地で圃場整備しとったけんが。
事務局	農振地域は農振地域なんですよ。農用地じゃなか白地の農振地。
池本委員	農業委員会にかけんちゃよかと思うとばってんな。
事務局	いや、そこはなかったみたいですね。一応かけるということで。
池本委員	ああ、そうですか。
事務局	申請のほうはやっぱり出てきました。
濱北会長	それでは、次に進みます。15ページです。議案第9号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 事務局より説明をしてください。
事務局	議案第9号でございます。農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるということになっております。 次のページ、16ページをごらんください。今回、利用権設定のほうで5年と10年の分が出ております。 内容につきましては、17ページのほうにお二人の方から出ております。5年のほうが再設定ということで3,949㎡でございます。10年のほうの賃借権のほうは新規というところで3,468㎡となっております。内容につきましては、17、18ページのほうをごらんいただきたいと思っております。 以上で説明を終わります。 ありがとうございました。
濱北会長	ただいま、議案第9号の説明がありました。この件について何か御意見等はございませんか。
濱北会長	ありません の声有 なければ原案どおり決定してよろしゅうございますか。
濱北会長	異議ありません の声有 ありがとうございます。
事務局	次に進みます。19ページです。議案第10号「下限面積の設定について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。 議案第10号「下限面積の設定について」ということになっております。 ページをめくっていただいて20ページのほうをごらんください。こちらのほうに書いております。平成21年12月施行の改正農地法により、下のほうになりますけれども、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定することになりましたということで、農地法の改正によって下限面積が設定をされるようになっております。下限面積の設定または修正の必要については審議することとなっておりますので、平成28年度の下限面積の設定について以下のとおり提案をいたしますということで、(1)のほうになりますけれども、農地法施行規則第20条第1項の適用についてと書いております。方針につきましては、現行の下限面積50アールの変更は行わないということになっております。理由につきましては、下のほうに書いております。まだ2010年のセンサスしか出ておりませんので、こちらの数字で、管内の農家で50アール未満の農地を耕作している農家が全農家の約2割であるためということで、理由を述べており

ます。(2)のほうになりますけれども、農地法施行規則第20条第2項の適用についてということで方針を書いております。現行の下限面積50アールの変更は行わないということになっております。理由につきましては、平成27年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は3.1%と低い現状であったためということで書いております。

以上で、簡単ですけれども説明を終わります。

濱北会長

ただいま、議案第10号の説明がありました。この件について何か御意見等はありませんか。

池本委員

質問、いいですか。

濱北会長

はい、どうぞ。

池本委員

1年間、毎年やるんですけれども、その1年間の間ですら何か問題になったことがありますか。

事務局

今のところ、これといってありませんでした。

濱北会長

ほかにありませんか。

濱北会長

ありません の声有

なければ、原案どおり決定してよろしゅうございますか。

濱北会長

異議ありません の声有

ありがとうございます。原案どおりに決定をいたします。

次に進みます。21ページです。議案第11号「農地の賃借料情報の公表について」を議題といたします。

事務局

事務局より説明をしてください。

議案第11号でございます。「農地の賃借料情報の公表について」ということで書いております。

次のページ、22ページをごらんください。

長洲町の賃借料の情報というところで、平成27年1月から12月までに締結された賃借料における賃借料水準は以下のとおりとなっておりますということで書いております。

田(水稲)の部でございますけれども、こちらは長洲町全域で平均額が9,155円、最高が1万3,000円、最低が3,210円ということで、データ数といたしましては378筆のデータを実証しております。

畑(普通畑)の部でございますが、こちらのほうも長洲町全域で平均額5,350円、最高額5,350円、最低額5,350円ということで、データ数は11筆となっておりますが、それを採用しております。

畑(果樹地)の部でございますが、こちらはデータ数がございませんので、平均、最高、最低ともゼロとなっております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ただいま、説明が終わりました。この件について何か御意見等ありませんか。

池本委員

いいですか。

濱北会長

はい、どうぞ。

池本委員

9,155円という平均額になっていますけれども、ほとんど賃貸する場合は米何十キロと書いてありますね。それで、じゃ、米60キロをこれは幾らで計算した場合ですか。

事務局

これは済みません、米印の2番で下のほうに書いております。

池本委員

下は見とらんやった。

事務局

申しわけありません。こちらのほうに書いています。60キロ当たり1万700円で換算をしておりますのでよろしく申し上げます。

濱北会長

局長、私から聞いてよかですか。

この1万700円というとは何基準にこの1万700円でつくってあつたらうか。

事務局

去年の1等、2等、3等の割合から出してありまして、多分2等も含めての割

池本委員 合だそうです。
 仮渡金はばってん、2年後ぐらいにまた入ってくるとがあると思うとばってんな。

濱北会長 そうすると、例えば全国の米の値段ちゅうと、例えば秋田とか何とかなのこしヒカリなんかはうんと高かと思うけれども、向こうは当然この金額が変わってくるということでしょうね。

事務局 事務局のほうから説明いたしますと、これはJAさんのほうから27年度の仮渡金の金額なんですけれども、こちらのほうの金額の1等、2等、3等とかいったやつ割合で、たしか去年が五十何%が1等米ということで報告を受けておりました、その金額が1等の値段、2等の値段という形で割合を出してこの金額を算定しております。

池本委員 仮渡金ならそがんいかんて。仮渡金なら8,000円から9,000円。
 こらもう、最後の精算までよな。仮渡ばっかりじゃ、そがんいかんもん。

濱北会長 それでは、議案第11号は原案どおり決定してよろしゅうございますか。
 異議ありません の声有

濱北会長 ありがとうございます。

事務局 次に進みます。23ページ、これが最後になります。議案第12号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。
 事務局より説明をしてください。
 議案第12号でございます。「農業委員会事務の実施状況等の公表について」ということでございます。
 こちらは平成27年度の活動点検等の評価及び28年度活動計画ということになっております。
 ページをめくって24ページをごらんください。こちらのほうに、法令事務に関する点検というところで、一番初め、総会の開催及び議事録の作成というところで、下のほうに括弧が四つございます。こちらのほうに関しましては全部周知、作成をしているというところで、問題なく法令事務に関しての点検は行っております。
 次、25ページになりますけれども、事務に関する点検というところで、(1)農地法第3条に基づく許可事務ということを書いております。こちらのほうは、1年間に処理をいたしました件数でございますが12件、うち許可も12件というところで全部の許可を行っております。
 その下のほう、(2)でございますが、農地転用に関する事務ということで、こちらのほうは1年間に処理をした件数でございますが43件というところがございます。内容につきましては、それぞれ書いておりますので後でござらんいただければと思っております。
 次のページでございます。26ページになっております。26ページには、農業生産法人からの報告への対応というところで、2法人から報告が出ております。(4)でございますけれども、情報の提供等というところで書いております。三つの項目を書いておりますけれども、賃借料の情報の調査・提供というところで、こちらは350件の件数をホームページ等で掲載をしております。次に、農地の権利移動等の状況把握というところで43件、こちらは情報の提供方法といたしましては、全国農業会議所のホームページで公表をしております。続きまして、農地基本台帳の整備につきましては、面積が806haをしておりまして、データは毎月更新をしております。
 次のページ、27ページでございますが、地域の農業者等からの意見等ということで書いております。上のほうから農地法第3条に基づく許可事務、こちらは特にございませんでした。農地転用に関する事務も同じと。農業生産法人からの報告への対応、情報の提供等、その他法令事務に関するものは、全部特になしということで書いております。

次のページでございます。28ページでございますが、法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価と書いておりますが、こちらは6項目書いております。

現状及び課題につきましては、共通するものがございませぬけれども、平成28年3月現在で管内の農地面積、先ほど申しました806ha、遊休農地面積25haで、割合といたしましては3.1%となっております。課題といたしましては、農地が荒廃農地区分B分類に増加を抑制するため、その増加を減少するために対策を検討する必要があると書いております。2番のほうに移りませぬけれども、平成27年度の目標及び実績ということで、こちらのほう、2haで実績が2.4ということで120%の達成状況となっております。3で、2の目標達成に向けた活動を、活動計画、活動実績というところで書いておりますし、評価の案を4番のほうで書いております。5番は、先ほど言いましたとおり意見等はございませぬでした。6に関しましても、踏まえたところで書いております。

続きまして29ページになりますけれども、促進等の事務に関する評価というところで、こちらの6項目を書いております。現状と課題といたしましては、現状は、農家数が488戸、うち主が52、生産法人が3ということで書いております。認定農業者が49というところで書いております。続きまして、平成27年度目標及び実績を書いております。目標を2経営体としておりましたけれども、1経営体で50%の達成率となっております。それに向けた目標についての活動評価の案、地域の農業者の意見、地域の農業者からの意見を踏まえた評価の決定というところで順次書いておりますので、こちらは随時ごらんいただければと思っております。

続きまして、30ページになります。担い手への農地の利用集積についてということで、こちら6項目書いております。現状及び課題というところで、管内のこれまでの集積面積は320haとなっております。集積率につきましては39.7となっております。次に目標でございますが、2haを目標といたしましたけれども、6.6haの実績がございましたので達成率は330%となっております。以下、(3)(4)(5)(6)といたしましては、先ほど言いましたとおり目標達成に向けた活動評価の案、地域農業者の意見、意見を踏まえた評価の決定というところで書いております。

続きまして、31ページになりますけれども、こちらのほうは違反転用への適正な対応というところで、現状の農地面積、違反の転用面積が0.07ha、割合といたしましては0.01%となっております。実績につきましては、27年度の目標0.02haでございましたが、実績はございませぬでしたのでゼロとなっております。以下、目標の達成に向けた活動、評価の案、地域農業者等の意見、地域農業者等の意見を踏まえた評価の決定というところは随時ごらんいただければと思っております。

続きまして、32ページ、こちらのほうから計画になります。農業委員会の状況といたしましては、平成28年4月1日現在、農家・農地の概要というところで、こちらに概要を書いております。こちらの数字は確認いただければと思っております。続きまして、2番の農業委員会の現在の体制というところで、任期満了の年月日が来年の10月30日ということになっております。農業委員数を書いております。こちらのほう、確認をお願いしたいと思います。

続きまして、33ページでございますが、担い手への農地利用集積と集約化ということで、こちら現状と課題を書いておりますし、平成28年度の目標を書いております。こちらの目標は、集積面積4haというところで、新規集積面積を2haと考えているところでございます。

続きまして、新たな農業経営を営む者の参入促進というところでこちらに書いておりますが、課題のほうですけれども、新規参入者については情報等を把握しておりませぬので、情報収集に努めたいと思っております。次の28年度の

目標及び活動と書いてありますが、新規参入者からの相談があった場合は随時対応して計画をしたいと思っております。

続きまして、最後のページでございます。34ページになりますが、こちらは遊休農地に関する措置といたしまして書いております。現状といたしましては、遊休農地が25haでございますので3.1%でございますが、今年度の目標2haを考えております。

最後に違反転用への適正な対応というところで、先ほども言いましたとおり0.07haでございますので、今後も農地利用状況調査で違反転用を発見した時点で指導等を行っていきたいと考えております。2番で、28年度の活動計画を書いております。

ちょっと早足ですけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

ただいま、議案第12号について大急ぎで説明をされましたが、この件につきまして何か御意見とか御質問とか何かございませんか。

質問です。

はい、どうぞ。

この議案は、この委員会に提出するんですか。それとも県の農業委員会にこれを出すんですか。ただこの委員会の中に、こういうことをしましたよと言うて、結果がこうですよですだけのものか、それともこれが正式な文書で農業会議に出すのかと言いたい。

県の農業会議に出す分があります。それと、ホームページとかにもたしか長洲町のホームページで、こういうのをやっていますということで公表いたします。

それが一つですね。

それと、計画とか何とか農業会議に出してするのなら、これは報告事項ではなくて、もちろんこれは議案になっていますけれども、審議事項であって、こういったものを事務局として案をつくりましたが、委員の皆さんはこれでいいんですかということをやっぱり……。そういった大事なものではなかつかなと思いうけれども、これはどうですかね。もっとその辺、ただ、つくりましたよ、こうですよ、早足でぱっぱっぱでやるんじゃないかと、1項目ずつ、こういったものはこうだと言って論議するのが農業委員会総会やなかつですかね。

内容につきましては……。

私は、1項目ずつ、こういった計画を立てました、こういった計画が1年間出ましたというふうに、そこら辺はやっぱり一つ一つ審議していくべきだと思うわけですよ。私たちはいつも3条、4条、5条の申請が出てせんなんけん、農業委員会はいっちゃん好かんてち言うて、そうですよ、やっぱりこういったものは、もっとこういった計画を通して1年間、農業委員会はこういった活動をしますと。で、結果がどうだったということをこの場で諮って、じゃあ、まちょっと何かせんなんんということをするのがほんなこつじななですか。

それと、31ページ、違反転用への適切な対応。こがんとは、やっぱり農業委員会には0.07haでは、違反転用はあるんですけども、どこのどの番地がこういったことだよと詳細に言うなら、そこら辺は我々、審議して対応を委員会に任せるとか、そういうことをせんと、ただ報告だけじゃちょっとこれはもったいなかつじななかつかな。と、私は思いますが、ほかの委員さんはどうでしょうか。

似たような感じばってん、私もちょっと思ったですけれども、34ページの2ですたいね。遊休農地を2ha解消するというのが書いてあるばってん、計画としてどの部分の土地を2ha、どんな感じで解消するとか、何か具体的じゃなかつじなな。それで、計画じゃ確かに2ha解消しますよということばってん、どがんか感じで減少しますよという、それがなごたるな。

ただ書類だけになつとるわけですよ。審議ばしかりしとらんけんが。

濱北会長

池本委員
濱北会長
池本委員

事務局

池本委員

事務局
池本委員

土山委員

池本委員

坂上委員
土山委員

2反ぐらいならでくるばってん、2haはちょっと難しかなあ。

これじゃんね。そして、どの辺の土地ば、例えば六栄地区の2ha、ここからここまでどがんかするというあれじゃなくて、漠然としとるけんね。全体で2haどがんかしまっしょいという感じばってん、どがんしますかが全然書いてなかけん、絵に描いた餅たいね、はっきり言うて。そんな感じを受けるとたい。

上野委員
事務局
増岡委員

2haてどこから出てきたつかい？

27年度もやっぱり2haできとっとですたい。

いいですか。

解消された内容ですよね。例えば太陽光発電とかにいった分がどれぐらいあって、それで貢献しました、解消になりましたとかね。それから、赤とか黄色とかしてあるじゃないですか。その中でこの分は山林化しとるけんが、地目を変えたいとか、そういう分があったのかどうかね。そういう部分を説明せんならね、幾ら耕作放棄地の解消に向けての目標と言ったって、どこからどのようにして、あとどれだけ残っているのか、その把握ができないというのかな、漠然として、たまたまそうなったからじゃ、今年目標を2haにしたってね、それがうまくいくかどうかわからないじゃないですか。もしかすると出てくるかもしれないけれどもという、そんなことではこの活動計画ではちょっとできない気がしますね。

池本委員

また今度、8月頃、耕作放棄地の調査をするわけでしょう。そのときにどこ辺を行ったらいいのかですね。所有地の人がここにはいないとか難しい部分があったり、どこまでできるのかというのが.....。ちょっとそういうのがあれば具体化するけれども、漠然としたこれではわかりません。

今、増岡さんが言うたとでね、具体的に言えば、結局、目標2haに対して、2.4ha減少しましたと。その2.4haはどの土地ですかというてすればいい。だから、増岡さんが言うように、荒れとるところにたまたま太陽光が建ってた。そしけんがせんやった。それは、解消は解消ばってんな。うちん近くのほうで耕作放棄地にいきなり太陽光にしたところのあるけんな。

増岡委員
池本委員

そうですよね。ありましたからね。

本当に耕作放棄地を解消して作物を植えたかということ、それは転用したつと違うけんな。

増岡委員
池本委員
上野委員

違いますよね。

そがんとば勉強せんもんな。

提出資料としてはいいんですよ。ただ、2.4ha解消しても、回って見ても、個人の力が、絶対お金が足らんというところがあるわけですね。それが太陽光に変わったら、私はいいと思うんですね。ですけど、2.4haの内容ば、口頭でも説明してもらおうとよかと思うとですよ。文書を今度、提出してもらったらいいんじゃないですか。

池本委員

太陽光でんよかつたい、家建てたっちゃよかわけたい。ほけん、除外したっちゃよかわけたい。

上野委員

自分が見に行くところは、太陽光にせんととてもじゃないけど。個人じゃ手は出せませんよ。

事務局
池本委員

計画としては、こちらでさせていただきたいと思います。

そのほかに、今の遊休農地に関する点で、私は、「指導しなさい」「通知でも出しなさい」ということをしきりにいつも言うんですけども、3月までは、中村前局長は、「予算がないので、予算をとって新年度になってからやります」という答えばもろうとったですよ。その後、じゃ、やられたかということですよ。そういった指導、通達は出されたかという。その点、どうか。これはいっぱいあるとのうち、活動実績でたった18件ぐらいしかなかわけですよ。遊休農地である旨の通知、18件、1.9ha、対象者11人ということになっとるわけですよ。

28ページですよ、真ん中。

はい。

やっぱりこういったことをどんでんして指導ばせんと、できんと思うわけですね。「出してくれ、出してくれ」と言うばってん、3月はお金がなかけんが出さんやったということだったんですね。新年度になったら出しますと。せめてそんなくらいはせんといけんわけですよ。

おととい、うちの地区に、圃場整備の中に1件、耕作放棄地じゃろうな、つくっとらん放棄地が出たわけですよ。だけん、私がそこに「どうしますか、お宅はつくってませんけん」と言うて、結局、「もうつくりきらんけんが誰か頼んでくれ」ということで、誰か頼みに行くばってん、つくらんわけですよ。というのが、結局、耕作放棄地の南側に、土手の上にこぎゃん太か木がほこって、こうひっかぶせとるわけ。ほすけんが、そがんとところは誰もつくりもせんわけたいな。やっぱりそういったところでもその地主に「お宅はこうやって迷惑をかけてます。だからどうかしてください」というようなことを通知を出すとか何とか、対応をとらんでもできると思うわけですよ。それを我々はただ調査するだけ。調査したつば報告するだけ。後の対応をとらな、何もならんわけですよ。おそらくそがん頼みに行ったっちゃ誰もつくってくれんわけやな。木のこう来とるとに。北のほうならよかばってん、南のほうはそがんあつとつくられんもんな。

それはそれでいいけれども、放棄地の話だけん、みんなに知つとってもらわなんけん、私、話しますが、私が利用権設定してつくりよるところが、「もう百姓はしきらんけんが買ってくれ」ということで話のあつたつですよ。ほしけん、私は3条の申請しました。お宅は耕作放棄地のあるけんが買われませんということですよ。私は、その田ん中で畑になる地目は確かにあつたわけですよ。ばってん、物心ついたときはもう山やつたつですよ。それが何で畑か。ほして、おまけには、下は堤、私げの畑はこがん傾斜になつとつですよ。こがんとところが畑になつとつと自体がおかしかて思うし、結局、それば持つとるけんていうて、これば切つてしもうてするなら堤は埋まるわけですよ。ここに木のいっばいうわつとるけん。木と竹のうわつとるけん、これば切るなら堤は埋まるわけですよ。物心ついたときはもう山やつたばってんが、それば持つとるけんが買われんとですたい。それは通達か何かあつとやろう？

ほやけん、そういった問題ば農業委員が誰も知らんというてがおかしかもん。お宅は耕作放棄地があるから土地は購入できませんよという、そがんとは誰でん知つとかないかんことでしょう。

事務局

事務局のほうから説明しますと、地目の方も私も詳しくはないんですけども、地目のほうは、不動産登記手続法に基づいて法務局のほうで登記、例えば田とか原野とか宅地、雑種地がありますが、田と畑の違いというのは、田については、水路があつて容易に用水して、水をためて耕作することができる場所、畑はそれ以外というところで、あと、宅地は家がある分とかそういった話で、何か定義があります。そういったやつで原野とそういった話で地目に合つた状況ならば、法務局の登記官のほうで地目の登記を行う。

農地と原野の違いというのは、農地の場合が、基本的な話を申しますと、整備、管理してそこの耕作に供する土地というところが本来、農地と。それをされないのは、耕作地はされない場合とかいろいろ条件があるんですけども、昔から農地であると、例えば地目は畑とか田んぼという話であっても、長洲町は昭和50年当時、国土調査が行われました。そのときに現状が農地、田とか畑だったらそのままあるし、現状、地目が田とか山林であっても現状は畑とかの状況ならば、そこで国土調査のときに地目が変わられていると思います。それが今、登記のほうにいきているはずなんです。昭和50年当時に地目が変わられている話なので、それからが御本人さんの事情や災害等で地目が現状は変わつ

上野委員

ているという状況はあるかと思います。

地権者が、原野にしてくれと言って現状を見てもらって、そうなるもんですかね。

事務局

登記官の方ですと、法務局のほうで現状に合わせればそちらのほうに変更される。

上野委員

ああ、可能。

事務局

ただ、そこが農地の場合、農業委員会なり県知事の許可証が要りますという話になります。それがない場合については、地方の農業委員会のほうに状況を確認するために法務局から照会状が来ます。照会状に基づいて3名以上の農業委員さんの確認のもと、この状況はなんですか。そこが、農地転用の許可はとれているけれども施工はされていないという場合とか、そういったところで農業委員会のほうから回答をいたします。それで、現状が原野になっているか山林になっているかというところで地目変更をすればできるということはあるんです。ただ、地目が昭和50年当時は農地だったというところであるので、そこから以降、話が進んでくるかと思います。

上野委員

なら池本さんの場合ですけれども、そういう手続を踏めば原野に変更は可能？

事務局

それで、一応、国の政策としては、要は遊休農地があって、ま、昔でいう緑、黄色、それでいう32条の第1項の第1号、2号についての荒廃農地、そちらについては、基本、農地ができるような軽微な荒れ方というところで、それは農地に戻しなさいというふうに政策的にはなっています。それ以外の農地については、各農業委員会のほうで非農地化の取り組みをやって農地を農地以外にしましょうという形の政策的な話はあるんです。

池本委員

それは、非農地化できるとは、圃場整備事業でやったミカン畑とか何とか以外はできるとかい？

事務局

圃場整備でやったとはできんとやろうもん。

池本委員

そうですね。農業振興地に関する法律ですね。

事務局

一旦圃場整備でやってミカンを植えました。それが山林になりましたというのはだめやな？

事務局

そこでもできないことはないんですけれども、ただ、農振地域から除外はされません。だから、制約は別途かかっているのです。

その非農地化についても、詳しく今、話をしているんですけれども、平成28年の4月で法律改正になっているんですね。その前の法律が、農業委員会は、市町村の荒廃農地の状況確認の依頼があれば、農業委員会でその農地が非農地かどうかの判断をする。農業委員会がこういう総会で非農地化の決定をして、それを市町村に回答した場合、それは非農地証明を出します。というところで、非農地証明を持って法務局に行くと地目変更が可能ということで、法務局との手続をとってます。それが平成25年ぐらいの話だったと思うんですけれども、それを法律改正されて、市町村から農業委員会への依頼が必要なくなって、農業委員会だけで農地利用状況調査、そちらの判断でB分類、昔でいう赤のところの農地については、非農地証明を農業委員さんと現地を確認して、そこが非農地化の取り組みを行って、要は、農地台帳の農地の面積と農業センサスの農地の面積に乖離があって、その乖離を少なくしましょうということで非農地化の取り組みを国のほうで政策的に行っているところではあります。

池本委員

ということは、詳しくはわからんばってんが、この農業委員会総会で審議して、そして、現地確認して、ここは山林だとか原野だということを認めれば手続できるわけですね。

事務局

できます。

池本委員

やっぱりそういった方面から。もうこがん太か木のおわっとるところどま、これはだれでっちゃできんけん、やっぱり見直しはし直さんといかん、事務局長。ほってなかと、やっぱりこがんしたふうな目標は立てるとも立てなん

事務局
池本委員
事務局

ばってん、そういった中にそがんとも入れて、ほんなこて減らさないかんとやんな。

非農地に対しての取り組みばしようとみなさんで決めれば。

新事務局長、どがんですか。

一応、やるかやらないかは、農業委員のほうで決めていただいて、そうしたらそこに向かってうちのほうも考えて行きます。

池本委員

そして、こがんしたふうな目標と活動の中に入れると。そしてすると、ほんなこて減るとばってんな。たまたま減ったじゃなくして。

濱北会長

一応、基準ばつくってたい、例えば、道ななかとことか、太か木のあって大型機械の入らん、道のなかつというところは、基本的には非農地にするというてしとかんと、道のなかつに機械の入れらんなら、人間の手でな、でけんとかけん、木の植わっとれば。そがんとは非農地に変えるようにせなん。

池本委員

平地ん広かところの真ん中にあつとでけんばってんが、隅っこの土手んごたるところに山のところ……。

事務局

私のほうから補足説明しますと、今まで何でやっていかなかったかという、前の中村局長のほうは、要は、農地を荒らして農地以外に管理するということ踏まえると、言い方は悪いんですけども、荒らした者勝ちという感じになって、耕作しなければ農地から農地外になりますというのが定着すれば、誰も農業をしなくなる。となると、逆にそれが問題だということで、非農地化の取り組みは、今、長洲町では控えておこうという形の前提があるんですよ。

確かに、現状で山林化、原野化しているところについては、今からこの農地を解消するためには莫大な費用がかかる。その費用がかかった上で農業をしますかというところがどれだけあるんですかという話があるので、赤色農地については解消をしようということの語りかけをしないというふうにはなっています。だから、今後、その辺については、国の政策と同じような形で非農地化の手続をやっていく。

池本委員

それは、会長ともお話をしていたんですけども、まずどこの地区をしますかと。一番多いのは梅田のところとか鷺巣のところは、赤のところが多いんですけども、その地区をどういうふうにしていきますかというのが最初にあると。ここをして、何でうちのところをしないんですかと。だから、計画的に、今年はここをやって、順次、段階的にしていきますというふうに計画を立てていく必要があるのかなと思っています。

ほすと、この遊休農地の面積が25haありますよと。その中で構造改善事業でやって、ここは絶対手をつけられんですよというのはどのくらいあるとですか。かなりあると思う。構造改善でミカン山をつくりました。それが今、遊休農地、赤になっていますよと。

宮野委員
池本委員
宮野委員
濱北会長
宮野委員

それは永塩にいっぱいある。

宮野さん、持っとつとやなかつか。

いや、俺げな、売ったもんね。構造改善のミカンな。

よかったな、買う人のおらしたけん。

いや、そのときはな、売らんとできんやっつたたい。つくらん者な、ほかの者に売ってくれて。言われたもんな。そればってん、そがんしよらっさんたい、今な。だけん、山になってしもうとるたい、今。

濱北会長
事務局
濱北会長

基準というばつくってたい。

どれでんかんでんはでけんと思うとですよ。

とにかく機械の入らんところで、人間の手ででけんところは非農地に変えていく。

宮野委員
池本委員
宮野委員

構造改善した後でもいいんですか。

構造改善後はでけんたい。それはでけん。

そやけん、そこがみかん山は。

濱村委員
事務局

農業振興地域の青地の除外をせんとでけんわけですね。
多分青地はだめ。でけんこつはないと言いよったばってん、なかなか難しかと思ひます。

濱村委員

ただ、当時、造成したときに補助金もろうてしていますけれども、それらの制限はとっくに切れとるですもんね。だから、その辺がどういふ制約があつて青地を除外できないとか、その辺をもう少し研究したほうがよろしくないですか。

事務局
濱村委員

そこはちょっと調べたほうがいいですかね。
私が見た限りでは、とにかく荒れとるけれども、とにかくどうにもならん。それが遊休農地の赤になつとるけん、そういった場所をまずなくしていくのが先決じゃないでしょうか。

池本委員

それがダメちゅうなら、さっきから言つた圃場整備でやつた青地は、大体前からそが言ひよつたもんな。圃場整備でやつた青地はだめですよと。

事務局
濱北会長

そこら辺、ちょっと調べさせてください。
事務局が我々に提案して、その中で論議してするならどがんな。
ほかに何か質問はありませんか。

濱北会長

ありません の声有
なければ、事務局のほうからその他。

(その他事務局説明)

1. 平成28年度先進地研修時期について

濱北会長

事務局のほうからも説明がありましたので、これをもちまして平成28年度第3回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

閉会(終了 午前11時48分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印